

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（概要）

総務部総務管財室

1 主な制定の理由

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を行うべく、個人情報の保護に関する法律が改正された。

本市における個人情報の取扱いは和泉市個人情報保護条例に基づき運用してきたが、令和5年4月から保護法に基づく運用となるため同条例を廃止するとともに、保護法の規定に基づき、市が独自に定めるべき事項を定めるために、新たに「和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する。

2 主な制定の内容

(1) 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料の額は無料とする。ただし、実費負担として、写しの作成その他の交付に要する費用の負担を必要とする。

(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限

現条例と同じ期限を規定する。

	新・現条例（受理日起算）	改正個人情報法（初日不算入）
開示（延長）	15日以内（+15日）	30日以内（+30日）
訂正（延長）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）
利用停止（延長）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）

(3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

和泉市の人件費を基に算出した手数料を規定する。

区分	額	備考
新規情報の利用 (新たに作成)	21,900円	この額に加算される
	1時間ごと4,150円	作成時間に応じた額
	作成委託料	作成を外部委託した場合
既存情報の利用	別事業者	新規の利用と同額
	同事業者	13,100円

(4) 審査会への諮問

和泉市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を規定する。

- ・個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃
- ・個人情報の漏えい等防止その他の安全管理措置の基準の規定
- ・その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則の規定

(5) 運用状況の公表

現条例と同様、運用状況の公表を規定する。

3 条例に規定しない内容及びその理由

(1) 条例要配慮個人情報

市独自に条例要配慮個人情報を規定することができるが、改正個人情報法の要配慮個人情報の範囲で十分であり、条例要配慮個人情報に特に取得制限等を設けることはできないため、規定しない。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿

個人情報ファイル簿とそれ以外の帳簿を併存させると、公表・閲覧する上で、混乱が生じるおそれがあるため、規定しない。

(3) 死者に関する情報の取扱い

改正個人情報法により死者に関する情報の保護が大きく緩和されるものではないため、規定しない。

(4) 開示請求に係る不開示情報

改正個人情報法と情報公開条例の不開示情報の規定において、不開示事項は同じであるため、規定しない。

(5) 罰則（審査会委員の守秘義務違反）

地方公務員法においては、特別職非常勤職員に対する罰則の適用はなく、和泉市の条例で設置されている他の附属機関の委員に罰則規定がないため、規定しない。

4 今後の審査会のあり方

審査会の効率的な運営を行う必要があること及び国における審査会の体系に鑑み、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、現在の情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合した和泉市情報公開・個人情報保護審査会を設置するものとする。

当該条例については、パブコメは実施しないが、個人情報の保護に関する法律施行条例と同じ第4回定例会に提出する。

5 スケジュール

令和4年8月10日 和泉市個人情報保護審査会から諮問に対する答申

9月5日～30日 パブリックコメント実施

12月 令和4年第4回定例会にて条例案提出

6 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

7 和泉市情報公開条例の一部改正

現条例の開示請求と情報公開条例の情報公開請求等に係る不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されているが、改正個人情報法が適用されるようになるとその規定ぶりが異なることとなるため、規定の整備を行う。

議案第 号

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正されたことに伴い、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求をする者は開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求を受理した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求を受理した日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求を受理した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第8条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,900円に次に掲げる額の合計額を加算した額と

する。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに4, 150円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 13, 100円

（審査会への諮問）

第9条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年和泉市条例第 号）第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第10条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧条例の廃止)

2 和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行日前に旧条例第20条、第23条、第24条又は第29条の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前に旧条例第35条の規定による苦情の申出又は旧条例第42条の規定による苦情相談があった場合における当該苦情の処理については、なお従前の例による。

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

6 和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p>第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）</u>に規定する事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益</p>

新	旧
<p>のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

(和泉市情報公開条例の一部改正)

7 和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p>	<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) <u>法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報及び主務大臣等の指示により、公開してはならないとされている情報</u></p> <p>(2) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる</u>とされている情報</p>

新	旧
<p>ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>（2）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報</p>	<p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要であると認められるもの</p> <p>エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</p> <p>（3）法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報</p> <p>ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>（4）市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報</p>

新	旧
<p>又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(3) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが</p>	<p>報であつて、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの</p> <p>(6) 市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</p> <p>(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</p> <p>(8) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</p>

新	旧
<p><u>あるもの</u></p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>	

新	旧
2 略	2 略

(和泉市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

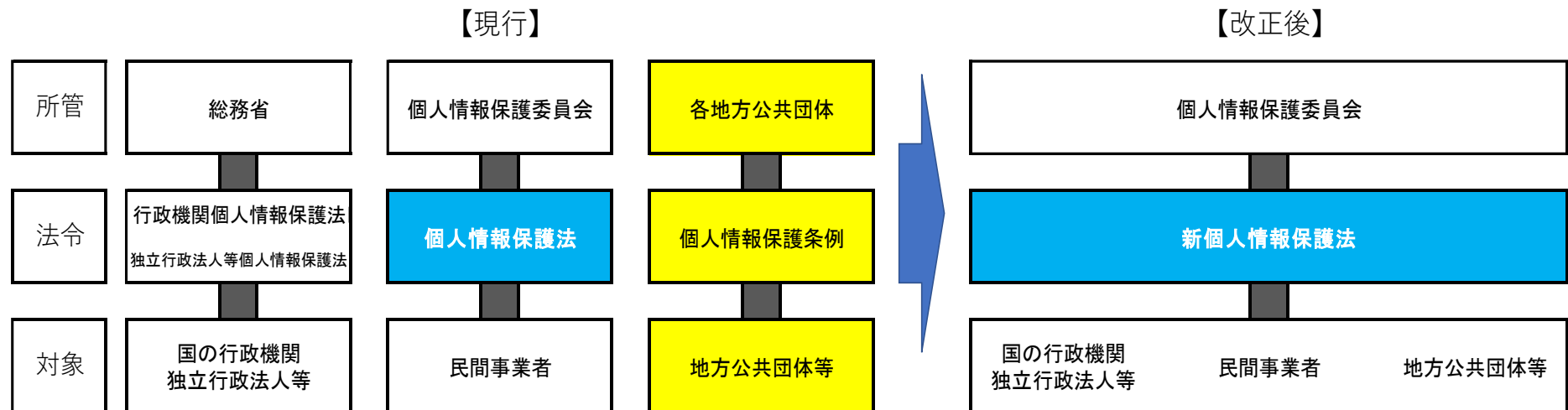
8 この条例の施行日前に和泉市情報公開条例第5条第1項又は同条第2項の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

個人情報保護制度の概要について

1. 個人情報保護法の改正及び法施行条例の制定の背景

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正された。
- 本市における個人情報の取扱いは、和泉市個人情報保護条例（平成11年制定）に基づき運用してきたが、令和5年4月から保護法に基づく運用となるため同条例は廃止の方針とする。
- 保護法の規定に基づき、市が独自に定めるべき事項について、新たに「和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する方針とする。

<体系イメージ>



2. スケジュール

個人情報保護関連例規の整備に向けたスケジュール（案）

	令和4年（2022年）										令和5年（2023年）				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
条例案作成	→										→				
関係規程等整備	→										→				
個人情報保護 審査会				● ● →											
パブリック コメント						→						→			
議会			●						●						
			協議会報告						条例改正案提出						
													条例施行		

3. 今回の改正を受けての市の取り組み方針

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るという今回の改正の趣旨を鑑み、民と官、官と官の間のルールの一統化を図る必要があることから、国の運用ルールに基づき、原則対応していくものとする。

ただし、法の趣旨を損なうことなく、地域の特性に応じ、特に定める必要のある事項や現行の運用を維持する必要がある事項については、法施行条例において条例事項として定める方針とする。

4. 法施行条例で定めることができる事例等

(1) 条例で定める必要がある事項

- ①開示請求の手数料の金額 <法第 89 条第 2 項>
- ②行政機関等匿名加工情報の手数料の金額 <法第 119 条第 3 項>

(2) 条例で定めることができる事項

- ①「条例要配慮個人情報」を定めること <法第 60 条第 5 項>
- ②個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表について <法第 75 条第 5 項>
- ③情報公開条例と保護法の不開示情報の調整を行うこと <法第 78 条第 2 項>
- ④開示決定の期限に関すること <法第 108 条>
- ⑤地方公共団体の内部管理に関わる規定

(3) 条例で定めることが許容されない事項

- ①個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ②要配慮個人情報、条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ③オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ④目的外利用・提供を行う場合に審査会等の諮問を要する旨の規定

5. 個人情報保護法と和泉市個人情報保護条例の比較について

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(1)適用対象	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 国及び地方公共団体の責務等</p> <p>第3章 個人情報の保護に関する施策等</p> <p>第4章 個人情報取扱事業者等の義務等</p> <p>第5章 行政機関等の義務等</p> <p> 第1節 総則</p> <p> 第2節 行政機関等における個人情報の取扱い</p> <p> 第3節 個人情報ファイル</p> <p> 第4節 開示、訂正及び利用停止</p> <p> 第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等</p> <p> 第6節 雑則</p> <p>第6章 個人情報保護委員会</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第8章 罰則</p> <p>附則</p> <p>○行政機関等 行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）、独立行政法人等、地方独立行政法人</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護</p> <p> 第1節 実施機関等による個人情報の管理</p> <p> 第2節 個人情報の開示等の請求等</p> <p> 第3節 審査請求等</p> <p>第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第5章 罰則</p> <p>附則</p> <p>○実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに議会をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、保護法の行政機関等向けの規定（第5章）が適用される。 ・市立総合医療センターにおける個人情報の取得・利用・提供については、医療・学術分野でのデータの利活用について、民間事業者向けの規定（第4章）が適用される。（開示請求、個人情報保護ファイルについては第5章が適用） ・地方議会は、国会と同様に保護法が適用されない。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(2) 定義	<p>①個人情報<第2条第1項> <u>生存する個人</u>に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>①個人情報<第2条第1号> 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの</p>	<p>保護法では、「生存する個人に関する情報」となり、死者の情報は含まれない。</p>
	<p>②要配慮個人情報<第2条第3項> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p>	<p>②要配慮個人情報 ・定義としては規定していない。 ・ただし、センシティブ情報（要注意情報）として原則収集してはならないことを規定（第8条第5項）</p>	<p>・保護法には、要配慮個人情報の収集制限の規定はなく、個人情報ファイル簿への記載や漏洩等発生時に個人情報保護委員会への報告が規定。 【検討項目1】 ・条例で条例要配慮個人情報を定めることができる。</p>
(3) 個人情報の保有の制限（収集の制限）	<p><法第61条、第62条、64条> ○法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に保有を限定 ○利用目的の必要な範囲で保有 ○本人から書面で個人情報を取得するときは原則として利用目的を明示</p>	<p><第8条第1項、第3項> ○目的を明確にし、必要な範囲内で収集 ○本人収集の原則 <例外> ・本人同意があるとき ・法令、条例に定めがあるとき</p>	<p>保護法では、個人情報の保有は、法令等の定める事務遂行に必要な場合であって目的達成に必要な範囲に限定されており、「本人外収集の制限規</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	○偽りその他不正の手段により取得してはならない。	・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要な場合 等	定」はない。本人収集の原則は、不正の手段による取得の禁止に含まれる。
(4) 個人情報の利用・提供	<p><法第 69 条></p> <p>○法令に基づく場合を除き、目的外利用や提供してはならない。</p> <p><例外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意がある、本人提供するとき ・法令に定める事務に必要な限度で内部利用する場合で「相当の理由があるとき」 ・提供先の国・自治体が利用することに「相当の理由」があるとき ・専ら統計、学術研究の目的で提供するとき、提供が明らかに本人の利益になるとき、提供に「特別の理由があるとき」 	<p><第 9 条第 1 項></p> <p>○事務の目的以外に利用・提供してはならない。</p> <p><例外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意がある、本人提供するとき ・法令、条例に定めがあるとき ・出版、報道等により公にされている情報 ・生命、財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき ・内部で利用し、権利利益を不当に侵害するおそれがないとき ・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公益上特に必要な場合 	全国統一的な個人情報保護制度の構築という法改正の趣旨から、例外規定としての「審査会への諮問」の規定がなくなる。
(5) 管理	<p><法第 66 条、68 条></p> <p>○個人情報の漏洩等の防止のため、安全管理の必要かつ適切な措置を講じる。</p> <p>○一定の漏洩等が発生した場合、個人情報保護委員会へ報告し、原則として本人へ通知</p>	<p><第 11 条></p> <p>○取扱事務の目的達成に必要な範囲で、個人情報を正確、最新の状態に保つ。</p> <p>○個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措置を講じる。</p> <p>○保有する必要がない個人情報を確実、速やかに破棄、消去する。</p>	保護法では、漏えい事案が生じた場合は、個人情報保護委員会へ報告を行う。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(6) 電子計算機の結合の禁止（オンライン結合の禁止）	<p>※オンライン結合に際して審査会へ諮問する規定はない。</p> <p>・オンライン化に特化した特則を設けることなく、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を適正に運用することで保護を図る趣旨</p>	<p><第10条></p> <p>○随時、電子計算機によりオンラインで結合することを禁止</p> <p><例外></p> <p>審査会の意見を聴いた上で、公益上必要かつ権利利益の侵害がない場合</p>	<p>条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。</p>
(7) 個人情報ファイル簿	<p><法第60条第2項、第74条、第75条></p> <p>○システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」（単票）を作成し、公表</p> <p>○システムや名簿の名称、利用目的、記録項目、収集方法、要配慮個人情報の有無、経常的な提供先、などを記載</p> <p>○1000人未満のシステムや名簿、1年以内に消去される情報のみの記録等は対象外</p>	<p><第7条></p> <p>○個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務登録簿」を作成（市役所で閲覧）</p> <p>○事務の名称、目的、記録項目、収集先・方法、電算処理の有無などを記載</p>	<p>・法定の個人情報ファイル簿を作成、公表が必要</p> <p>【検討項目2】</p> <p>・個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定めることは可能。</p>
(8) 開示・訂正・利用停止請求	<p>○開示請求（第76条）、訂正請求（第90条）、利用停止請求（第98条）ができる。</p> <p>○未成年者・成年被後見人の法定代理人のほか、任意代理人による開示請求等が認められる。</p>	<p>○開示請求（第20条）、訂正請求（第23条）、利用停止請求（第24条）ができる。</p> <p>○未成年者・成年被後見人の法定代理人も請求ができる。</p> <p>○本人死亡の場合は、本人の遺族が請求できる。</p>	<p>【検討項目3】</p> <p>国の解釈・運用では、死者の個人情報の開示請求について、死者情報がその遺族の情報として整理できる場合は対応。</p>
(9) 開示請求に係る不開示情報	<p><法第78条></p> <p>開示請求があったときは、次の情報を除き、開示しなければならない。</p> <p>①請求者の生命、健康、生活又は財産を害す</p>	<p><第21条></p> <p>開示請求に係る個人情報に次は該当するときは、開示しないことができる。</p> <p>①法令等により開示することができない旨</p>	<p>・保護法と市条例で表現は異なるが、大きく運用が異なる文言はないと考えられる。</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	<p>るおそれがある情報</p> <p>②請求者以外の第三者に関する情報。ただし、次の情報を除く。</p> <p>イ 法令又は慣行として知ることができる情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要であるもの</p> <p>ハ 公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容</p> <p>③法人等に関する情報で、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが、情報の性質や状況等に照らして合理的であるもの</p> <p>④国の安全等に関する情報</p> <p>⑤公共の安全等に関する情報</p> <p>⑥審議検討等に関する情報</p> <p>⑦次の事務事業に関する情報</p> <p>イ 国の安全、他国との信頼関係</p> <p>ロ 犯罪の予防、公共の安全と秩序維持</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務</p>	<p>明示されている個人情報</p> <p>②請求者以外の個人に関する情報で、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>③市と国等の機関との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</p> <p>④市等が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務事業の目的達成又は公正適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑤個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報で事務の適正執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑥個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は公共の安全等の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>⑦法人等に関する情報で、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体、健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産、生活に重大な影響を及ぼす違法・著しい不当な事業活動に関する情報を除く。）</p> <p>⑧その他公正かつ適切な事務事業の執行を</p>	<p>【検討項目4】</p> <p>・情報公開条例の不開示情報と条例で調整することができる。</p>

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	ホ 調査研究に係る事務 ヘ 人事管理に係る事務 ト 地方公営企業等に係る事業で企業経営上の正当な利益を害するもの	妨げるおそれがあるもの	
(10) 開示請求等に対する決定期限	○開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定は、請求日から <u>30 日以内</u> に決定	○開示請求に対する決定は受理日から起算して開示請求は <u>15 日以内</u> 、訂正請求及び利用停止請求の請求は 30 日以内に決定	【検討項目 5】 開示請求に対する決定期間を条例で定めることができる（法 108 条）
(11) 手数料	<法 89 条第 2 項> ○実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。	<第 32 条> ○開示等に係る手数料は、徴収しない。 ○写しの交付を受ける者は、写しの作成費用を負担しなければならない。	【検討項目 6】 手数料の額は条例で定める。
(12) 行政機関等匿名加工情報	<法第 2 条第 6 項、第 60 条第 3 項、第 111 条> ・行政機関等匿名加工情報とは、個人情報ファイルの個人情報を加工（削除、置き換え）して、個人を識別できなくしたデータ ・新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図ることを目的に希望する民間事業者へデータを提供する制度が創設 ・手数料は、市と契約を行い、実費を勘案して政令で定める額を標準として定める。	規定なし	【検討項目 7】 ・提案募集は、当分の間、任意で実施（都道府県及び指定都市は対象） ・導入にあたり手数料の額は条例で定める。

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
(13) 個人情報保護委員会	<p><法 156 条～159 条、第 166 条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が保護法の解釈権限を持ち、地方公共団体を監督する。 ・個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員会へ助言を求める。 	規定なし	
(14) 個人情報保護審査会	<p><法 105 条、第 129 条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示等決定に対する審査請求について、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の諮問機関の必置 ・個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要がある場合に機関を設置できる。 	<p><第 46 条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示等決定に対する審査請求についての諮問する機関として設置 ・個人情報の目的外利用・外部提供、オンライン結合の例外規定の場合に諮問 ・個人情報の重要事項について調査審議、意見具申する。 	<p>【検討項目 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求の諮問機関としては必置 ・個人情報の専門的知見は必要な場合に設置できる ・設置について検討
(15) 罰則	<p>①職員、受託業務従事者、派遣労働者（元職員等を含む）が正当な理由なく個人の秘密の属する個人情報ファイルを提供したとき 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金<176 条></p> <p>②職員、受託業務従事者、派遣労働者（元職員等を含む）が知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金<180 条></p> <p>③職員が職権乱用により職務以外の目的で個人情報記録された文書、図画、電磁的</p>	<p>①市、受託業者、指定管理者の職員（元職員含む）が正当な理由なく、個人の秘密に係る個人情報の集合物（電子計算機を用いて検索できるもの）を提供したとき 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金<48 条></p> <p>②市、受託業者、指定管理者の職員（元職員含む）が知り得た情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金<49 条></p> <p>③職員が職権乱用により職務以外の目的で個人情報記録された文書、図画、電磁的</p>	<p>【検討項目 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護法と市条例の罰則内容は、ほぼ同様の規定となる。 ・審査会委員に係る罰則については、国は情報公開・個人情報保護審査会設置法で規定 ・独自に定める必要性について検討

項目	個人情報保護法（新法）要旨	和泉市個人情報保護条例（現行）要旨	比較点等
	<p>記録を収集したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金<181条></p> <p>④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関する個人情報データベース等を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、行為者を罰するほか、法人にも罰金刑を科す 1億円以下の罰金<184条></p> <p>⑤①～③は日本国外において罪を犯した者にも適用する<183条></p> <p>⑥偽りその他不正な手段により開示を受けた者 10万円以下の過料<185条></p> <p><情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条></p> <p>⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を洩らしたとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>	<p>記録を収集したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金<50条></p> <p>④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関して①、②の違反したときは、行為者を罰するほか、法人等に対して罰金刑を科す。 <49条の2></p> <p>⑤①～④は和泉市外において罪を犯した者にも適用する<51条></p> <p>⑥偽りその他不正な手段により開示を受けた者 5万円以下の過料<54条></p> <p>⑦不正な複製等の禁止に違反し、是正措置命令に違反したとき 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 不正な複製等の禁止に違反し、市長の報告・立入検査に違反して報告を拒み、又は妨げたとき 30万円以下の罰金<52条></p> <p>⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を洩らしたとき 3万円以下の罰金<53条></p>	

検討項目 1 条例要配慮個人情報について

【改正個人情報関係条文】

※改正個人情報法…令和5年4月から改正施行される個人情報の保護に関する法律(以下同じ。)

第2条第3項(要配慮個人情報の定義)
第60条第5項(条例要配慮個人情報の定義)

概要

改正個人情報法第2条第3項において要配慮個人情報が規定されている。これに対応するものとして、現条例第8条第5項において個人の権利利益を侵害するおそれのあるセンシティブ情報を規定している。

その他、改正個人情報法第60条第5項の規定により、地域の特性に応じて、特に配慮を要するものとして条例要配慮個人情報を法施行条例で定めることができる。この条例要配慮個人情報について、法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

	センシティブ情報 (現条例)	要配慮個人情報 (改正個人情報法)	条例要配慮個人情報 (法施行条例)
範囲	思想、信条及び信仰 社会的差別の原因となるおそれのあるもの	信条(思想及び信仰を含む) 人種 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮 身体、知的、精神障害等 健康診断等の結果 保健指導・診療・調剤 刑事事件の手続 少年の保護事件の手続	(例示) LGBTに関する事項 生活保護の受給 一定の地域の出身 等
制限	原則取得禁止 (例外:法令等の規定に基づくとき、審査会の意見を聴いた上で実施機関が必要不可欠と認めるとき)	なし	なし
公表	個人情報取扱事務登録簿に記載	個人情報保護委員会に報告 個人情報ファイル簿に記載	個人情報ファイル簿に記載

(1) 範囲

上表のとおり、要配慮個人情報の範囲は、センシティブ情報の範囲をすべて包含しており、改正個人情報法が適用されることによって、その範囲が小さくなることはない。

(2) 制限

現条例では、センシティブ情報の原則取得禁止が規定されているところ、改正個人情報法の要配慮個人情報にはそのような制限がない。このことについて、改正個人情報法では、個人情報の保有について、「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り」と規定されており、他の個人情報と同様の制限が付されている。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや審査会の意見聴取を要件とすることはできないとされている。

(3) 公表

現条例において、センシティブ情報を収集する場合は、個人情報取扱事務登録簿に記載し、一般の閲覧に供さなければならない。また、改正個人情報法において、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨を個人情報保護委員会に報告し、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれることを記載の上、公表しなければならない。このことから、これらの情報を有することに係る公表については、差異はない。

方 針＜法施行条例に規定しない＞

上述のとおり、改正個人情報法の要配慮個人情報の範囲は、現条例のセンシティブ情報を包含しており、新たに条例要配慮個人情報を法施行条例で定める必要性は乏しいものと考えられる。

仮に、LGBTに関する事項や生活保護受給について条例要配慮個人情報と規定したとしても、特に取得制限を設けられるものではなく、その実質的効果は少ないといえる。

検討項目2 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

【改正個人情報関係条文】

第60条第2項(個人情報ファイルの定義)
第75条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

概要

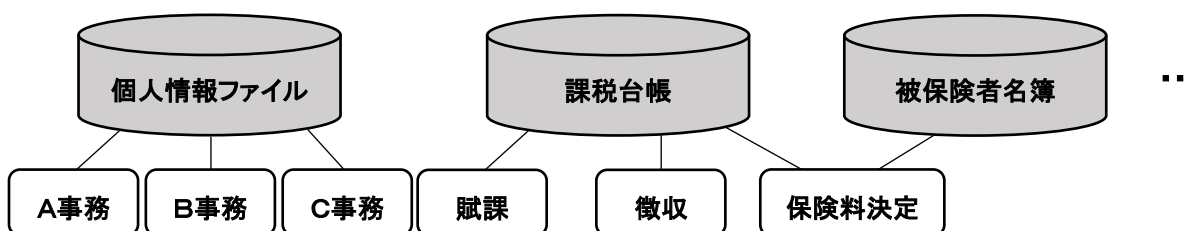
改正個人情報法第60条第2項において個人情報ファイルが、第75条において個人情報ファイルについて必要事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が規定された。現条例では、第7条の規定により個人情報取扱事務登録簿を作成し公表しているところ、改正個人情報法第75条第5項で個人情報ファイル簿とは別の帳簿を法施行条例に規定できるものとなっていることから、個人情報取扱事務登録簿を当該別の帳簿として法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

個人情報ファイルとは

個人情報をデータベース化したもの。

電子計算機処理されたものとそれ以外の紙等のマニュアル処理によるものの2種類がある。

【個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿のイメージ】



個人情報取扱事務登録簿は、それぞれの事務について必要項目を記載したもの。

個人情報ファイル簿は、それぞれの個人情報ファイルについて必要項目を記載したもの。

【個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿との比較】

	個人情報取扱事務登録簿 (現条例) 現行制度	個人情報ファイル簿 (改正個人情報法) 新制度
基本的事項の記載 利用目的、記録項目、記録範囲等	○	○
行政機関等匿名加工情報関係の記載 情報項目、提案期間等	×	○
公表の方法	市政情報コーナーへの設置	市政情報コーナーへの設置 ホームページへの掲載
作成・公表の対象外	職員の人事、給与等のもの 臨時(短期間)のもの 一般の刊行物等を扱うもの 業務連絡のみのもの	国の安全、犯罪調査等のもの 職員の人事、給与等のもの 1年以内に消去のもの 学術研究のもの 業務連絡のみのもの <u>1,000人未満のもの</u> 等

(1) 単位

個人情報取扱事務登録簿がそれぞれの事務を単位とするものであるのに対し、個人情報ファイル簿は個人情報ファイルを単位とするものとなっている。実際に個人情報が所在するのは、個人情報ファイルであり、個人情報がどこに所在し、こういった利用目的であるのかという観点からは、個人情報ファイル簿の方が個人情報取扱事務登録簿より適当といえる。

(2) 記載項目

個人情報の利用目的や記録項目など、基本的な記載項目については個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿で異なるものではない。

方 針＜法施行条例に規定しない＞

上述のとおり、その単位及び記載項目から、個人情報ファイル簿で、個人情報取扱事務登録簿の役割は達成できるものと考えられ、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させると、公表・閲覧する上で紛れが生じるおそれがある。

事務単位での把握がこれまでより不明瞭になることについては、個人情報ファイル簿の利用目的の項目を詳細に記載することで対応できる。

なお、本市では、個人情報が適正に管理されているかどうかの内部監査を行っており、保有している個人情報の取得方法や保管場所等を記載した個人情報管理台帳を作成し、管理・監査を行っている。このことから、事務単位の個人情報取扱事務登録簿がなくても、個人情報の適正な管理に支障が生じるものではない。

また、1,000人未満の個人情報ファイルが個人情報ファイル簿の作成・公表対象にならないことから、利用者が閲覧できる個人情報ファイル簿が限られることが予想されるが、例えば500人以上を作成・公表の対象とする運用とすることで、公表するファイル簿の範囲を広げることが可能と考えられる。

以上のことから、新条例において個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を定める必要性は乏しく、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる範囲を広げる運用をするべきものと考えられる。

検討項目3 死者に関する情報の取扱いについて

【改正個人情報法関係条文】

第2条第1項(個人情報の定義)

概要

現条例において、死者の名誉棄損、相続人等の権利利益の侵害のおそれから、死者に関する情報についても、個人情報に含まれるものとして保護が図られている。しかし、改正個人情報法においては、死者に関する情報の保護により、相続人や遺族等の権利利益を保護することまでを意図するものではないため、個人情報は「生存する個人に関するもの」に限られている。このことについて、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図る必要があるか検討する必要がある。

(1) 遺族等の生存する個人に関する情報

死者に関する情報でも、遺族等の生存する個人に関する情報にも該当し、当該生存する個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができるものを含む。）である場合は、個人情報に該当する。

(2) 情報公開における不開示情報

情報公開における不開示情報について、情報公開条例では、生死の区別なく「個人に関する情報」を不開示情報と規定している（これは行政機関情報公開法による国の行政機関の情報公開制度においても同様である。）。このことから、死者に関する個人情報について情報公開請求されたとしても、公開されることはない。

(3) 遺族による開示請求

現条例第20条第4項の規定により、死者の個人情報について、当該死者の遺族（配偶者、子、父母その他審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める者）は、開示請求することができる。過去3年度で、遺族からの開示請求により開示したものは次のとおり。

介護保険要介護認定、要支援認定関係	6件
高齢者施設関係	3件
救急搬送関係	2件
契約書関係	1件

方針<別の保護措置を設けない>

以上のことから、改正個人情報法により、死者に関する情報の保護が大きく緩和されるものではないため、改正個人情報法の趣旨に基づき、死者に関する情報の保護についての規定を別に定める必要性は乏しいと考えられる。

また、遺族による開示請求は、生存する遺族に関する個人情報として取り扱えるかを今後の国の運用・解釈に基づき個別に検討し、開示請求の対応を行う。今後の運用・解釈を踏まえ必要に応じて、個別に、遺族に対する情報提供の制度の整備を行うかを検討する。

【死者に関する情報の開示について】

制度	個人情報の定義	手段	請求者	死者の情報	
改正個人情報法	生存する個人に関する情報	開示請求	死者個人	—	—
			遺族	公開	遺族の個人情報にも該当するもの
				請求権なし	遺族の個人情報には該当しないもの
個別の制度 (検討)	—	情報提供	遺族	国の運用・解釈を踏まえ、法令に抵触しない範囲で、要綱等により要件を定めて対応すべきかどうかを検討する。	
情報公開条例	個人(死者含む)に関する情報	公開請求	何人も	非公開	個人に関する情報に該当し一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものは非公開(第2号)

検討項目 4 開示請求に係る不開示情報について

【改正個人情報関係条文】

第78条(保有個人情報の開示義務)

概要

改正個人情報法第78条において、開示請求に係る不開示情報が規定されている。当該不開示情報について、情報公開条例第6条の公開しないことができる公文書及び行政機関情報公開法第5条の不開示情報と比較し、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして、法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

改正個人情報法	行政機関情報公開法	和泉市情報公開条例
(1)本人に関する情報	(1)個人に関する情報	(2)個人に関する情報
(2)第三者に関する情報		(8)任意提供情報
	(1)の2行政機関匿名加工情報等	
(3)法人等に関する情報	(2)法人等に関する情報	(3)法人等の事業に関する情報 (8)任意提供情報
(6)審議検討等に関する情報	(5)審議検討等に関する情報	(4)意思形成過程に関する情報 (6)国等との協力関係情報
(7)事務事業に関する情報		
イ 国の安全等に関する情報	(3)国の安全等に関する情報	(7)公共の安全等に関する情報
ロ 公共の安全等に関する情報	(4)公共の安全等に関する情報	(7)公共の安全等に関する情報
ハ 監査、検査、取締り等に関する情報	(6)事務事業に関する情報 イ 監査、検査、取締り等に関する情報	(5)事務事業執行に関する情報
ニ 契約、交渉、争訟等に関する情報	ロ 契約、交渉、争訟等に関する情報	(5)事務事業執行に関する情報
ホ 調査研究に関する情報	ハ 調査研究に関する情報	(4)意思形成過程に関する情報
ヘ 人事管理に関する情報	ニ 人事管理に関する情報	(5)事務事業執行に関する情報
ト 公営企業等に関する情報	ホ 公営企業等に関する情報	(3)法人等の事業に関する情報
上記いずれかに該当	上記いずれかに該当	(1)法令秘情報

※詳細は次項参照

方針 <法施行条例には規定しない。情報公開条例の一部改正を検討する。>

上表のとおり、改正個人情報法と情報公開条例の不開示情報の規定において、不開示事項は同じであり、法施行条例で不開示情報について定める必要性は乏しいといえる。ここで、改正個人情報法と情報公開条例の規定ぶりが異なることから、情報公開条例を一部改正し、改正個人情報法の規定に合わせることが適当と考えられる。なお、法令秘情報については、改正個人情報法の不開示情報のいずれかに当てはめて不開示とすると、国の見解が示されている。

【改正個人情報法と情報公開条例の比較】

項目		改正個人情報法		情報公開条例	
本人に関する情報		(1)	開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報		
第三者に関する情報	不開示	(2)	開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2)	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
		(8)	公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの		
	開示	イ	法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア	法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報
		ロ	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	ウ	法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要であると認められるもの
		ハ	当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	エ	公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
				イ	公表することを目的として作成し、又は取得した情報

個人情報保護審査会

法人等に関する情報	不開示	(3)	法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	(3)	法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
		イ	開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの		
		ロ	行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	(8)	公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
	開示		ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	ア	人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
				イ	人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報
				ウ	ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの
審議検討等に関する情報		(6)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(4)	市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
				(6)	市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

個人情報保護審査会

事務事業に関する情報	(7)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの		
国の安全等に関する情報	イ	独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	(7)	公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
公共の安全等に関する情報	ロ	独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ		
事務事業執行に関する情報	ハ	監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	(5)	市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
	ニ	契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ		
調査研究に関する情報	ホ	調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	(4)	市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

個人情報保護審査会

事務事業執行に関する情報	へ	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
公営企業等に関する情報	ト	独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
法令秘情報		上記いずれかに該当	(1) 法令又は条例等(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができないとされている情報及び主務大臣等の指示により、公開してはならないとされている情報

検討項目5 開示等の請求に対する決定の期限について

【改正個人情報法関係条文】

第83条(開示決定等の期限)
第84条(開示決定等の期限の特例)
第94条(訂正決定等の期限)
第95条(訂正決定等の期限の特例)
第102条(利用停止決定等の期限)
第103条(利用停止決定等の期限の特例)
第108条(条例との関係)

概要

開示等の請求に対する決定の期限について、現条例と改正個人情報法とで異なることから、改正個人情報法第108条の規定により、法施行条例に改正個人情報法の期限とは異なる期限を定めるかを検討する必要がある。

	現条例	改正個人情報法
開示(延長)	15日以内(+15日)	30日以内(+30日)
訂正(延長)	30日以内(+15日)	30日以内(+30日)
利用停止(延長)	30日以内(+15日)	30日以内(+30日)

上表のとおり、現条例の期限の方が、改正個人情報法の期限よりも短期間に設定されている。

【開示請求の実績】

	開示請求の件数	決定までの平均日数	延長した件数	訂正・利用停止請求の件数
令和元年度	16件	10.1日	1件	0件
令和2年度	26件	10.1日	0件	0件
令和3年度	19件	12日	0件	0件

方針<法施行条例に規定する>

これまで、開示請求の決定期限の延長をしたことはほとんどなく、おおよその開示請求について、通常の15日以内の期限で十分対応可能と考えられる。開示決定の期限を改正個人情報法の期限とすると、不必要に開示決定に時間をかけることとなり、住民サービスの低下になりうる。

また、情報公開の決定の期限も15日以内であり、個人情報の開示と情報公開の両制度で決定の期限に差を設けることは、利用者の誤解を生む恐れがある。

このことから、現条例と同じ期限を新条例で定める必要があると考えられる。

なお、訂正及び利用停止について、令和元年度から令和3年度まで請求の実績はないが、開示請求と同様に考えられる。

検討項目 6 開示請求の手数料について

【改正個人情報法関係条文】

第89条第2項・第3項(手数料)

概要

個人情報の開示に係る費用負担について、現条例第32条において、手数料は徴収せず、写しの作成その他交付に要する費用の負担を規定しているところ、改正個人情報法第89条第2項では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないことが規定されている。

このことから、当該手数料について、検討する必要がある。

【現条例施行規則の規定（実費徴収金）】

開示の実施方法		交付する媒体の規格	負担すべき費用の額
白黒コピー		A3以下	1枚(片面) 100円
光ディスク	文書等をスキャナで読み取ったもの	CD-ROM	1枚100円 (10枚超の場合は、文書1枚100円を加算)
	その他		1枚100円
	文書等をスキャナで読み取ったもの	DVD	1枚150円 (15枚超の場合は、文書1枚100円を加算)
	その他		1枚150円
録音カセットテープ		120分まで	1巻250円
ビデオカセットテープ		120分まで	1巻250円

(1) 現条例における費用との整合

現条例施行規則では、開示等の手数料は徴収せず、上表のとおり、実費の負担を求める規定となっている。

(2) 情報公開及び審査請求との整合

情報公開では実費徴収として、審査請求における書類等の閲覧等では手数料として、それぞれ現条例施行規則と同内容・同額の規定としている。

(3) 手数料の項目

現条例施行規則では、録音カセットテープ及びビデオカセットテープの額を定めているが、これまでこれらの媒体で開示した実績はない。また、近年メディアの変遷により、録音カセットテープやビデオカセットテープの入手が困難になっており、入手するのに1巻250円以上かかる可能性が十分に考えられる。

(4) 人件費の考え方

改正個人情報法施行令第26条において、行政機関(各省庁等)における開示請求の手数料は、開示請求に係る事務処理に必要となる人件費を考慮し、オンライン1件200円、それ以外1件300円と定額が定められている。

方針＜手数料は徴収せず実費徴収とする。法施行条例に規定＞

開示する個人情報に係る公文書の量にそれぞれ差があること、市民の自己情報コントロール権行使の阻害となるおそれがあることから、各省庁等と同様に、一律の人件費を手数料として規定することは、適当といえない。

情報公開制度との紛れが生じないようにするためにも、現行の個人情報の開示等及び情報公開と同様に、手数料は徴収せず、実費徴収のみを行うことが適当と考えられる。

ただし、録音カセットテープ及びビデオカセットテープについては、見込みが限りなく少ないことから、規定する必要性に乏しい。仮にこれらの方法による開示の求めがあった場合は、個別的に実費相当額を徴収するものとする。あわせて、情報公開及び審査請求についても、録音カセットテープ及びビデオカセットテープの規定を削るものとする。

検討項目7 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

【改正個人情報関係条文】

第5章第5節(行政機関等匿名加工情報の提供等)
附則第7条(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

概要

改正個人情報法第5章第5節において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められた。改正個人情報法附則第7条で、地方公共団体においては、当分の間、任意で行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施することができることとされている。この提案募集における行政機関等匿名加工情報の利用のために利用契約を締結するに当たり、提案した事業者が納める手数料について、改正個人情報法第119条第3項及び第4項の規定により、実費を勘案して政令で定める額を標準として法施行条例で定める必要がある。

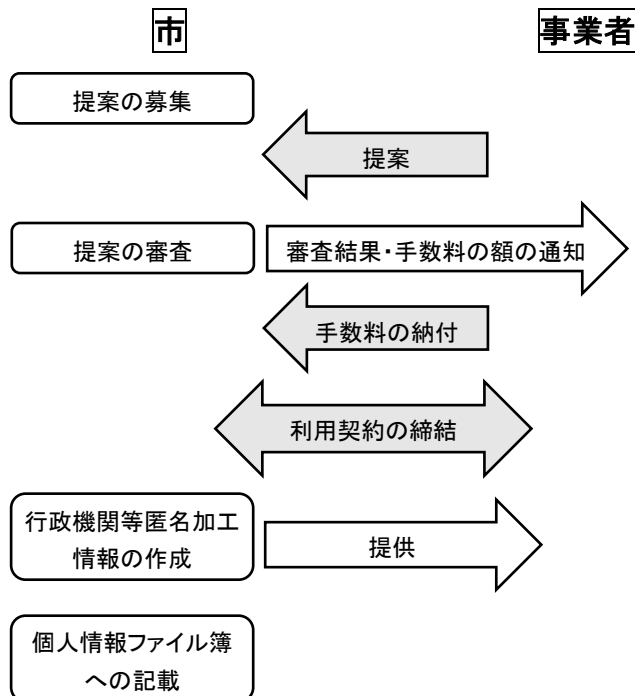
このことから、新条例で定めるその利用に係る手数料について検討する必要がある。

行政機関等匿名加工情報とは

個人情報ファイルを構成する保有個人情報を特定の個人が識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

民間事業者等がその事業に活用することができる。

【提案募集手続の流れ】



【政令で定める額とその考え方】

区分		額	積算
新規の行政機関等匿名加工情報の利用		21,000 円	$3,991.9 \text{ 円} \times 5.28 \text{ 時間} = 21,077 \text{ 円}$ （百円未満切捨て） ・ 3,991.9 円 H28 年度全府省庁の person 費時間単価 3,855.6 円 + 物件費単価 136.3 円 ・ 5.28 時間 提案の審査、審査結果の通知及び契約の締結、行政機関等匿名加工情報の提供
		1 時間ごと 3,950 円	$3,950 \text{ 円} \times \text{行政機関等匿名加工情報の作成時間}$ 3,991.9 円の 50 円未満を切捨て
		作成委託料	行政機関等匿名加工情報の作成を外部委託した場合に、委託業者に支払う額
既存の行政機関等匿名加工情報の利用	別事業者	新規利用と同額	
	同事業者	12,600 円	$21,000 \text{ 円} \times 0.6 = 12,600 \text{ 円}$ 提案の審査、審査結果の通知及び契約の締結

方 針 <法施行条例に規定する>

上表と同じ考え方で積算した下表の額を法施行条例で定めるものとする。

区分		額	積算
新規の行政機関等匿名加工情報の利用		21,900 円	$4,150.3 \text{ 円} \times 5.28 \text{ 時間} = 21,913 \text{ 円}$ （百円未満切捨て） ・ 4,150.3 円 H30～R2 の person 費単価 66.9 円/分 × 60 分 + 物件費単価 136.3 円 ・ 5.28 時間 提案の審査 審査結果の通知及び契約の締結 行政機関等匿名加工情報の提供
		1 時間ごと 4,150 円	$4,150 \text{ 円} \times \text{行政機関等匿名加工情報の作成時間}$ 4,150.3 円の 50 円未満を切捨て
		作成委託料	行政機関等匿名加工情報の作成を外部委託した場合に、委託業者に支払う額
既存の行政機関等匿名加工情報の利用	別事業者	新規利用と同額	
	同事業者	13,100 円	$21,900 \text{ 円} \times 0.6 = 13,140 \text{ 円}$ （百円未満切捨て） 提案の審査 審査結果の通知及び契約の締結

検討項目 8 個人情報保護審査会のあり方について

【改正個情法関係条文】

第105条(審査会への諮問)

第129条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

概要

現条例の個人情報保護審査会においては、個人情報の開示等に対する審査請求、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等の個人情報保護に関する重要な事項について、諮問を行っている。改正個情法では、第129条の規定により、審査会への諮問事項は「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定的になった。このことから、個人情報保護審査会のあり方について、検討する必要がある。

(1) 個人情報保護審査会の機能

現条例と改正個情法における個人情報保護審査会への諮問事項は、下表のとおりとなっている。ここで、改正個情法で諮問事項として規定される「特に必要であると認めるとき」について、例示として、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの詳細を事前に定める場合や、法律の範囲内で地域の特殊性に応じて独自の個人情報保護施策を実施する場合等が示されているが、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審査会への諮問を要件とすることは許容されないという見解から、諮問事項は、現条例の個人情報保護審査会よりも少なくなると考えられる。

現条例	改正個情法
個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に対する審査請求(第34条の2)	個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に対する審査請求
本人以外からの収集(第8条)	
センシティブ情報の収集(第8条)	
目的外利用・外部提供(第9条)	
オンライン結合による外部提供の実施・実施後の措置(第10条)	
不正な複製等に係る勧告・命令(第13条)	
開示請求等ができる遺族の範囲(第20条)	
個人情報を不適正に取り扱う事業者への勧告(第40条)	
個人情報を不適正に取り扱う事業者に係る事実の公表(第41条)	
個人情報保護に関する重要な事項(第46条)	
	改正個情法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき

(2) 他の審査会との整理

本市では、個人情報保護審査会以外に、情報公開審査会及び行政不服審査会を設置しており、それらの役割については下表のとおりとなっている。

審査会名称	設置根拠	担当事務
個人情報保護審査会	個人情報保護条例第46条	個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に対する審査請求
		個人情報保護に関する重要事項の調査審議、意見具申
情報公開審査会	情報公開条例第14条	情報公開の決定・公開の請求に係る不作為に対する審査請求
		情報公開に関する重要事項の意見具申
行政不服審査会	行政不服審査会条例	行政不服審査法の規定に基づく審査請求
		行政不服審査に関する重要事項の調査審議、意見具申

なお、国では、情報公開の決定、個人情報の開示等の決定等に対する審査請求事件は、情報公開・個人情報保護審査会が担任している。

方 針＜情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する＞

改正個人情報法により、典型的に個人情報保護に関する重要事項に係る諮問を行うことはなくなるが、審査請求や専門的な知見に基づく意見を求める機関として設置することが必要である。また、審査会の効率的な運営を行う必要があること、同じ委員で構成されていること及び国における審査会の体系に鑑み、情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置することが適当と考えられる。

なお、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る専門的な知見を求める権限を持たせる必要性や、審査請求の手続として審理員の手続を除外していることに鑑み、行政不服審査会との統合は行わないものとする。

審査会名称	設置根拠	担当事務
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会条例	情報公開の決定・公開の請求に係る不作為に対する審査請求
		個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に対する審査請求
		情報公開に関する重要事項の意見具申
		個人情報保護に関する重要事項の調査審議、意見具申
行政不服審査会	行政不服審査会条例	行政不服審査法の規定に基づく審査請求
		行政不服審査に関する重要事項の調査審議、意見具申

検討項目9 罰則について

【改正個人情報法関係条文】

第8章(罰則)

概要

改正個人情報法第8章に罰則のほか、罰則を定めるかを検討する必要がある。

(1) 現条例と改正個人情報法の比較

項目	行為	額等	条文
職員、受託業者等(元を含む)に対する罰則	正当な理由なく個人情報(個人情報ファイル・集合物)を提供したとき	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	現条例第48条 改正個人情報法第176条
	業務上知り得た個人情報を自己・第三者の不正な利益のために提供・盗用したとき	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	現条例第49条 改正個人情報法第180条
	職権濫用により職務以外の目的で個人情報を収集したとき	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	現条例第50条 改正個人情報法第181条
法人の代表者、代理人、従業員に対する罰則(両罰規定)	正当な理由なく個人情報を提供したとき	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	現条例第49条の2
		【法人(委託業者等)】 100万円以下の罰金	
	業務上知り得た個人情報を自己・第三者の不正な利益のために提供・盗用したとき	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	現条例第49条の2
		【法人(委託業者等)】 50万円以下の罰金	
	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	改正個人情報法第184条	
	【法人】 1億円以下の罰金		
国外・市外の者に対する罰則	上記は和泉市外で罪を犯した者にも適用する		現条例第51条
	上記は日本国外で罪を犯した者にも適用する。		改正個人情報法第183条
不正な開示請求に対する罰則	偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けたもの	5万円以下の過料	現条例第54条
		10万円以下の過料	改正個人情報法第185条
命令・検査に従わないことに対する罰則	個人情報の不正な複製等をしたことに対する措置命令に従わなかったとき	6月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	現条例第52条
	上記命令に関する報告の聴取・立入検査を拒んだとき	30万円以下の罰金	
	資料提出・立入検査を拒んだとき	50万円以下の罰金	改正個人情報法第182条
審査会委員(元を含む)に対する罰則	職務上知り得た秘密を漏らしたとき	3万円以下の罰金	現条例第53条

(2) 他の罰則規定

本市の情報公開審査会及び行政不服審査会の委員には、条例上、守秘義務が課せられているものの、罰則の定めはない。また、他の法律に基づく国の審査会委員及び地方公務員の守秘義務違反の罰則の規定は以下のとおり。

法律	罰則の対象	行為	額等	備考
情報公開・個人情報保護審査会設置法	情報公開・個人情報保護審査会委員	職務上知り得た秘密を漏らしたとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	常勤委員あり
行政不服審査法	行政不服審査会委員	職務上知り得た秘密を漏らしたとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	常勤委員あり
地方公務員法	地方公務員	職務上知り得た秘密を漏らしたとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	特別職非常勤職員は、適用除外

方 針 <新たに罰則は規定しない>

上記(1)の表のとおり、改正個人情報法においては、現条例における罰則のうち、審査会委員の守秘義務の実効性を担保するための審査会委員に対する罰則がなくなる。

他方、上記(2)の表のとおり、国の審査会の罰則の量刑については、地方公務員法で規定される常勤の職員と同様のものとなっている。また、審査請求について諮問を受ける本市の情報公開審査会や行政不服審査会では、条例上、守秘義務が課せられているものの、罰則の定めはない。

本市においては、改正個人情報法の施行に伴い、新たに情報公開・個人情報保護審査会条例を制定の上、現行の情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置する方針であり、個人情報保護審査会の役割は小さくなるにもかかわらず、罰則を強化する必要性は乏しいものと考えられる。また、情報公開審査会の業務を引き継ぐ部分に新たに罰則を設ける必要性はないことから、情報公開・個人情報保護審査会委員に対する罰則は設けない方針とする。

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会
会長 森 口 佳 樹

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市個人情報保護制度
の見直しについて（答申）

令和4年7月14日付け諮問第3号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問の概要

(1) 条例要配慮個人情報について

令和5年4月から改正施行される個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正個情法」という。）第2条第3項において要配慮個人情報が規定されている。これに対応するものとして、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「現条例」という。）第8条第5項において個人の権利利益を侵害するおそれのあるセンシティブ情報を規定している。

その他、改正個情法第60条第5項の規定により、地域の特性に応じて、特に配慮を要するものとして条例要配慮個人情報を法施行条例で定めることができる。この条例要配慮個人情報について、法施行条例で定めるか。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

改正個情法第60条第2項において個人情報ファイルが、同第75条において個人情報ファイルについて必要事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が規定された。現条例では、第7条の規定により個人情報取扱事務登録簿を作成し公表しているところ、改正個情法第75条第5項で個人情報ファイル簿とは別の帳簿を法施行条例に規定できるものとなっていることから、個人情報取扱事務登録簿を当該別の帳簿として法施行条例で定めるか。

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

現条例において、死者の名誉毀損、相続人等の権利利益の侵害のおそれから、死者に関する情報についても、個人情報に含まれるものとして保護が図られている。しかし、改正個情法においては、死者に関する情報の保護により、相続人や遺族等の権利利益を保護することまでを意図するものではないため、個人情報は「生存する個人に関するもの」に限られている。このことについて、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図る必要があるか。

(4) 開示請求に係る不開示情報について

改正個人情報法第78条において、開示請求に係る不開示情報が規定されている。当該不開示情報について、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第6条の公開しないことができる公文書及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第5条の不開示情報と比較し、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして、法施行条例で定めるか。

(5) 開示等の請求に対する決定の期限について

開示等の請求に対する決定の期限について、現条例と改正個人情報法とで異なることから、改正個人情報法第108条の規定により、法施行条例に改正個人情報法の期限とは異なる期限を定めるか。

(6) 開示請求の手数料について

個人情報の開示に係る費用負担について、現条例第32条において、手数料は徴収せず、写しの作成その他交付に要する費用の負担を規定しているところ、改正個人情報法第89条第2項では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないことが規定されている。

このことから、法施行条例に規定する当該手数料の額をいくらとするか。

(7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

改正個人情報法第5章第5節において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められた。行政機関等匿名加工情報の利用のために利用契約を締結するに当たり、提案した事業者が納める手数料について、改正個人情報法第119条第3項及び第4項の規定により、実費を勘案して政令で定める額を標準として法施行条例で定める必要がある。

このことから、法施行条例に規定する当該手数料の額をいくらとするか。

(8) 個人情報保護審査会のあり方について

現条例の個人情報保護審査会においては、個人情報の開示等に対する審査請求、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等の個人情報保護に関する重要な事項について、諮問を行っている。改正個人情報法では、第129条の規定により、審査会への諮問事項は「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定的になった。このことから、個人情報保護審査会のあり方をどのようにするか。

(9) 罰則について

改正個人情報法第8章に規定する罰則のほかに、統合が検討されている情報公開・個人情報保護審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるか。

2 審査会の判断

(1) 条例要配慮個人情報について

改正個人情報法の要配慮個人情報の範囲は、現条例のセンシティブ情報を包含している。また、条例要配慮個人情報として規定される内容としては、LGBTに関する事項や生活保護の受給等が想定されるとのことであるが、これらについては、和泉市特有の課題ではないことや条例要配慮個人情報として規定したとしても特に取得制限を設けられるものではないことから、市独自で新たに条例要配慮個人情報を法施行条例で定める必要性は乏しいものと考えられる。

以上のことから、法施行条例に規定しないことが適当である。

(2) 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

個人情報取扱事務登録簿の役割は、個人情報ファイル簿で達成できるものと考えられ、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させると、公表・閲覧する上で混同が生じるおそれがある。そして、事務単位での把握がこれまでより不明瞭になることについては、個人情報ファイル簿の利用目的の項目を詳細に記載することで対応できる。

また、500人以上を作成・公表の対象とする運用とするなど、公表するファイル簿の範囲を広げる余地があることから、利用者の閲覧を制限するものとはいえない。

以上のことから、法施行条例において個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を定める必要性は低いため、法施行条例で規定せずに、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる範囲を広げる運用をすることが適当である。

(3) 死者に関する情報の取扱いについて

改正個人情報法により、死者に関する情報の保護が大きく緩和されるものではないため、改正個人情報の趣旨に基づき、死者に関する情報の保護についての規定を条例等で別に定める必要があるとはいえない。

以上のことから、別の保護措置は設けないことが適当である。

なお、遺族による開示請求については、開示請求に係る情報が生存する遺族に関する個人情報として取り扱えるかを今後の国の運用・解釈に基づき個別に検討の上、対応する予定としている。生存する遺族に関する個人情報として取り扱うことができないものについては、必要であれば遺族に対する情報提供の制度を検討すべきである。

(4) 開示請求に係る不開示情報について

改正個人情報法と情報公開条例の不開示情報の規定において、不開示事項は同じであることから、不開示情報について、法施行条例には規定しないことが適当である。

もともと、改正個人情報法及び行政機関情報公開法と情報公開条例の規定の文言等が異なる部分があることから、情報公開条例の規定を改正個人情報法及び行政機関情報公開法の規定の文言と合わせるために、情報公開条例の一部改正を検討することが適当である。

(5) 開示等の請求に対する決定の期限について

過去3年度において、開示請求の決定期限を延長したのは1件のみで、これまでどおり15日以内の決定期限で十分対応可能であるとのことであり、また改正個人情報法の決定期限とする場合、現条例の期限から延びることになり住民サービスの低下になりうることから、現条例と同じ決定期限を法施行条例に規定することが適当である。

(6) 開示請求の手数料について

開示する個人情報に係る公文書の量にそれぞれ差があること、市民の自己情報コントロール権行使の障害となるおそれがあることから、一律の金額を手数料として規定することは、適当ではなく、現条例と同様に実費徴収とすべきである。

なお、情報公開制度も含め、実費相当額の徴収の規定については、時代に即した対応ができるようその細目を定めた規則の見直しを適宜行うべきである。

(7) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

政令で定める額の算定根拠と同様の考え方で、和泉市の人件費により積算した額を法施行条例に規定することが適当である。なお、人件費については数年ごとの見直しを行うことが望ましい。

(8) 個人情報保護審査会のあり方について

改正個人情報法により、典型的に個人情報保護に関する重要事項に係る諮問を行うことはなくなる

が、審査請求の附属機関として、また専門的な知見に基づく意見を述べる機関として設置することが必要である。また、審査会の効率的な運営を行う必要があること、国における審査会の体系に鑑み、情報公開・個人情報保護審査会条例を制定し、情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合した情報公開・個人情報保護審査会を設置することが適当である。

なお、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る専門的な知見に基づく意見を述べる機関として権限を持たせる必要性や、審査請求の手續として審理員の手續を除外していることに鑑み、行政不服審査会との統合は行わないことが適当である。

(9) 罰則について

国の情報公開・個人情報保護審査会においては当該審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則規定が存在するが、当該委員には常勤職員が含まれているのに対し、和泉市の情報公開・個人情報保護審査会委員は、特別職非常勤職員のみで構成される予定である。

地方公務員法において特別職非常勤職員が守秘義務違反に対する罰則の適用から除外されていること、また和泉市の条例で設置されている他の附属機関の委員においては当該罰則規定がないことから、和泉市情報公開・個人情報保護審査会委員に当該罰則を定めない方針であるという担当課の説明に一応の合理性は認められる。

しかし、一方で個人情報保護の重要性に鑑みれば、罰則については慎重に検討すべきであることから、当審査会委員に対する罰則を規定することの是非を当審査会が判断することは差し控えるものとする。

(10) おわりに

最後に、和泉市では平成11年に和泉市個人情報保護条例が制定され、個人情報保護制度の公正で適正な運営に取り組まれているが、今回の改正は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を目的とした改正個人情報法によりルールの一統化が図られたことによるものであるから、大幅な制度変更や新たな制度への対応が必要となっている。

今後、個人情報の取扱いの大部分は、改正個人情報法による運用がなされることとなるが、本答申をもとに条例の見直しや制度対応に取り組み、和泉市における個人情報保護制度のさらなる推進が図られることを期待するものである。

(参考) 審査会の処理経過

日付	内容
令和4年7月22日	諮問書の受理 審査会招集及び審議 ・総務管財室からの説明 ・質疑応答
令和4年7月29日	審査会審議 ・質疑応答 ・答申案の審議
令和4年8月10日	実施機関へ答申